

第3章 中学校教諭の免許状

第1節 大学における養成により中学校教諭の免許状の授与を受ける方法

大学における養成により中学校教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第10表の基礎資格と単位の修得により、中学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第10表(免許法別表第1関係)

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状	二種免許状				
基 礎 資 格			修士 1	学士 2	短期大学士 3				
介護等体験特例法による介護等の体験 4			7日間以上						
施行規則第66条の6に定める科目		日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」 又は「情報機器の操作」 各2単位 5	8	8	8				
教 科 及 び 教 職	科 目	左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項	最 低 修 得 単 位 数						
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目 6	教科に関する専門的事項 7		2 8 2 8 1 2				
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 8		8	8	2			
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目 6	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1 0 (6)		1 0 (6)		6 (4)	
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）						
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）						
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程						
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 9	1	1	1			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 6						
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 6	道徳の理論及び指導法 10	2	2	1			
			総合的な学習の時間の指導法	1 0 (6)		1 0 (6)		6 (4)	
			特別活動の指導法						
			教育の方法及び技術						
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 11						
			生徒指導の理論及び方法						
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	第 五 欄	教育実践に関する科目 6	教育実習（事前及び事後の指導の1単位を含む。） 12	5 (3)	5 (3)	5 (3)			
			教職実践演習	2	2	2			
	第 六 欄	大学が独自に設定する科目 13 14 15	2 8	4	4				
	合 計			8 3	5 9	3 5			

2 基礎資格について

専修免許状	修士の学位を有すること（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）。 1
一種免許状	学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）。 2
二種免許状	短期大学士の学位を有すること（大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。）。 3

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

- ア 教科及び教職に関する科目の単位は、中学校の教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。 4
 イ 介護等の体験7日間の内訳は、特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間が望ましいものの、日数の内訳は柔軟に設定して差し支えない。この場合でも、特別支援学校における体験は必ず行うことが望ましい。 5
 ウ 日本国憲法等の単位は、教員免許の認定課程を有しない大学においても修得することができる。 5

(2) 教科及び教職に関する科目

- ア 第二欄から第五欄の単位は、各科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得するものとする。 6
 イ 第二欄の「教科に関する専門的事項」の単位の修得方法は、P45～46の表に掲げる免許教科の種類に応じ、各科目について一般的包括的内容を含むものをそれぞれ1単位以上修得するものとする。
 （施行規則第4条の表備考第1号）（施行規則第4条の表備考第2号） 7
 ウ 第二欄の「各教科の指導法」に関する科目単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を修得するものとする。
 （施行規則第4条の表備考第6号） 8
 エ 第三欄の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位については、1単位以上を修得するものとする。
 （施行規則第2条の表備考第3号） 9
 オ 第四欄の「道徳の理論及び指導法」の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上を、二種免許状の場合は1単位以上を修得するものとする。
 （施行規則第3条第1項の表備考第4号） 10
 カ 第四欄の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位の修得方法は、1単位以上を修得するものとする。
 （施行規則第3条第1項の表備考第4号の2号） 11
 キ 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄（教育実習を除く。）の科目等の単位をもつて、これに替えることができる。
 （施行規則第4条の表備考第8号） 12
 ク 音楽及び美術の各教科についての免許状については、当分の間、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位数のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。
 この場合において、各教科の指導法に関する科目にあっては1単位以上、その他の科目にあっては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。
 （施行規則第4条の表備考第9号）

(3) 大学が独自に設定する科目

- ア 専修免許状に係る単位数のうち、一種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
 （免許法別表第1備考第7号）
 専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄若しくは指定大学が加える科目等の単位を修得するものとする。
 （施行規則第2条の表備考第14号） 13
 イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄若しくは指定大学が加える科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。
 （施行規則第2条の表備考第14号） 14
 ウ 専修免許又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な該当各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができる。
 （施行規則第2条の表備考第14号第15号） 15

(4) 単位の流用

次表左欄の科目の単位は、同右欄の単位数を限度に、幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をあてることができる。このとき、流用した単位の普通免許状を有しているか、免許状取得に係る所要資格を満たしている必要がある。

(施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 1 1 号)

		幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	8 単位 (二種免許状の授与を受ける場合は 6 単位)
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2 単位
第五欄	教育実習	3 単位
	教職実践演習	2 単位

施行規則第4条の表備考第1号の表

国語	社会	数学
・国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） ・国文学（国文学史を含む。） ・漢文学 ・書道（書写を中心とする。）	・日本史・外国史 ・地理学（地誌を含む。） ・「法律学、政治学」 ・「社会学、経済学」 ・「哲学、倫理学、宗教学」	・代数学 ・幾何学 ・解析学 ・「確率論、統計学」 ・コンピュータ

理科	音楽	美術
・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」	・ソルフェージュ ・声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） ・器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） ・指揮法 ・音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	・絵画（映像メディア表現を含む。） ・彫刻 ・デザイン（映像メディア表現を含む。） ・工芸 ・美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

保健体育	保健	技術
・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） ・生理学（運動生理学を含む。） ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	・生理学・栄養学 ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	・材料加工（実習を含む。） ・機械・電気（実習を含む。） ・生物育成 ・情報とコンピュータ

家庭	職業	職業指導
・家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ・被服学（被服実習を含む。） ・食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ・住居学 ・保育学	・産業概説 ・職業指導 ・「農業、工業、商業、水産」 ・「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」	・職業指導 ・職業指導の技術 ・職業指導の運営管理

英 語	宗 教
・ 英語学 ・ 英語文学 ・ 英語コミュニケーション ・ 異文化理解	・ 宗教学 ・ 宗教史 ・ 「教理学、哲学」

備考 1 教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。

3 「 」内に示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の 1 以上にわたって行うものとする。

ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち 2 以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）について、それぞれ 2 単位以上を修得するものとする。

第2節 教育職員検定により上級の中学校教諭の免許状の授与を受ける方法

中学校教諭の一種免許状又は二種免許状若しくは中学校助教諭臨時免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第11表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ中学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第11表（免許法別表第3）

免 許 状 の 種 類				専修免許状	一種免許状												施行規則第11条第 1 項 の表備考第 3 号及び第 12条 (大学に 3 年以上在学 し93単位以上修得した もの)			
基 礎 免 許 状				一種免許状	二種免許状															
基礎免許状を取得後、中学校の教員として良好な成績で勤務した 在職年数				3 年	5 年	6	7	8	9	10	11	12	3 年	4	5	6				
教 <																				

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。）の当該免許状に係る教科を担任する教員として良好な成績で勤務した年数とする。

(1) 教員としての在職年数に含めることができる期間（施行規則第68条）
次に掲げる職務に従事した期間は、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。

ア 校長又は副校長（在職した学校の種類を問わない。）

イ 教頭（在職した学校の種類を問わない。）

ウ 教育長

エ 指導主事

オ 社会教育主事

カ 小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の専科教員（一種免許状の授与を受ける場合に限る。）

(2) 教員としての在職年数に含めることができない期間（施行規則第70条）
次に掲げる期間は、教員としての在職年数に含めることができない。

ア 休職の期間

イ 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

ウ 非常勤講師として勤務した期間

4 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。（免許法別表第3備考第6号）

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 第三欄、第四欄に関する科目

修得すべき単位数	修得単位の内訳
8単位以上	3以上の科目又は事項について修得する
4～7単位	2以上の科目又は事項について修得する
3単位以下	1以上の科目又は事項について修得する

(3) 大学が独自に設定する科目

ア 専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

（免許法別表第3備考第4号） 2

専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位のうち3単位までは、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第11条第1項の表備考第1号） 2

専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。

（施行規則第2条の表備考第14号） 3

イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号） 3

(4) その他

その他の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。（施行規則第11条第2項） 4

二種免許状							
臨時免許状							
6年	7	8	9	10	11	12	13
最低修得単位数							
10	9	8	7	6	5	4	3
8	7	6	5	5	5	4	3
9	8	8	8	7	5	5	3
2	2	2	1	1			
2	2	1	1				
21	19	17	15	13	10	9	6
4	3	3	3	2	2	2	1
10	9	7	5	4	3		
45	40	35	30	25	20	15	10

第3節 教育職員検定により他の教科の中学校教諭の免許状の授与を受ける方法

中学校教諭の1以上の教科の普通免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第12表の単位の修得により教育職員検定に合格すると、他の教科の中学校教諭の普通免許状の授与を受けることができます。

1 第12表（免許法別表第4）

免許状の種類				専修免許状		一種免許状		二種免許状	
				備考第4号		備考第4号			
				4		4			
基礎免許状				専修免許状		専修免許状 又は 一種免許状		専修免許状 又は 一種免許状 又は 二種免許状	
教科及び教職	科目		左項の科目に含めることが必要な事項		最低修得単位数				
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 (P 4 5 ～ 4 6 の表に掲げる 免許教科に応じた各科目)		2 0		2 0	1 0	1 0
			各教科の指導法 (情報通信技術の活用を 含む。)		8		8	5	3
	第 六 欄	大学が独自に設定する科目		2 4	2 4				
合 計				5 2	2 4	2 8	1 5	1 3	

2 修得単位について

(1) 修得単位全般

大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。

(免許法別表第3備考第6号)

なお、単位の修得時期は、基礎免許状の取得以前以後を問わない。

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 教科及び教職に関する科目

ア 第二欄の「教科に関する専門的事項」の単位の修得方法は、P 4 5 ~ 4 6 の表に掲げる免許教科の種類に応じ、各科目について一般的包括的内容を含むものをそれぞれ1単位以上修得するものとする。

1

イ 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする教科ごとに修得するものとする。

(施行規則第15条の表備考第2号)

2

(3) 大学が独自に設定する科目

専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

(免許法別表第4備考第2号)

専修免許状の授与を受ける場合は、P 4 2 の第10表の第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。

(施行規則第2条の表備考第14号)

3

3 備考第4号の適用者について

専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者が、当該他の教科についての一種免許状又は二種免許状を有するときは、専修免許状又は一種免許状の項に定める単位数からそれぞれ一種免許状又は二種免許状の項に定める単位数を差し引くものとする。

(免許法別表第4備考第4号)

4

第4節 教育職員検定により職業実習の中学校教諭の免許状の授与を受ける方法

職業実習の中学校教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第13表の定めるところにより教育職員検定に合格すると、職業実習についての中学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第13表（免許法別表第5）

免 許 状 の 種 類			専修免許状	一種免許状		二種免許状				備考 第 4 号						
基礎資格 1			一種免許状	二種免許状				臨時免許状								
基礎免許状を取得後、中学校において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数			3 年	3 年	4			6 年	7	8	6					
基礎資格 2					イ 1		ロ 2									
教 科 及 び 教 職	科 目		左項の各科目に含めることが必要な事項										最 低 修 得 単 位 数			
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目 3	産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」		8		5						1 0	8	5	5
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		3		2						3	2	2	2
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目 3	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想													
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）													
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		2		2						4	3	2	2
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程													
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解													
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 3	道徳の理論及び指導法													
			総合的な学習の時間の指導法													
			特別活動の指導法													
教育の方法及び技術																
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法																
第 五 欄	教育実践に関する科目 3	生徒指導の理論及び方法		2		1						3	2	1	1	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法														
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法														
小 計				7		5						1 0	7	5	5	
第 六 欄	大学が独自に設定する科目 4			1 5												
合 計 （基礎免許状を取得後、修得が必要な単位）			1 5		1 5		1 0		0		0		2 0	1 5	1 0	1 0

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 基礎資格について

基礎資格2	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻し、学士の学位（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	1
	ロ 大学に2年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻し、3年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	2

4 在職年数について

在職年数は、基礎免許状を取得後、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。）において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した年数とする。

(1) 教員としての在職年数に含めることができる教育の職（施行規則第69条）

次に掲げる職務に従事した期間は、専修免許状又は一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。

ア 校長又は副校長（在職した学校の種類を問わない。）

イ 教頭（在職した学校の種類を問わない。）

ウ 教育長

エ 指導主事

オ 社会教育主事

カ 小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の専科教員（一種免許状の授与を受ける場合に限る。）

(2) 教員としての在職年数に含めることができない期間（施行規則第70条）

次に掲げる期間は、教員としての在職年数に含めることができない。

ア 休職の期間

イ 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

ウ 非常勤講師として勤務した期間

5 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。（免許法別表第3備考第6号）

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 第二欄、第三欄及び第四欄に関する科目

修得すべき単位数	修得単位の内訳
10単位	全ての科目について修得する
8単位	3以上の科目又は事項について修得する
3～5単位	2以上の科目又は事項について修得する
2単位	1以上の科目又は事項について修得する

(3) 大学が独自に設定する科目

専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第3備考第4号）

専修免許状の授与を受ける場合は第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号）

ただし、3単位までは、第二欄（各教科の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第16条第5項）

6 備考第4号の適用者について

二種免許状を受けようとする者が、職業実習に関する学科の課程を修めて高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した者であるときは、最低修得単位数を10と読み替えるものとする。（免許法別表第5備考第4号）

第5節 教育職員検定により隣接する学校種として中学校教諭の免許状の授与を受ける方法

小学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第14表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、中学校教諭二種免許状の授与を受けることができます。

1 第14表（免許法別表第8）

免 許 状 の 種 類			中学校教諭二種免許状			
基 礎 免 許 状			小学校教諭普通免許状	高等学校教諭普通免許状 1		
基礎免許状を取得後、小学校、中学校又は高等学校の教員（非常勤講師及び助教諭は除く。）として良好な成績で勤務した在職年数			3 年	3 年		
教 科 及 び 教 職	科 目		左項の各科目に含めることが必要な事項		最 低 修 得 単 位 数	
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 （ P 4 5 ～ 4 6 の表に掲げる免許教科に応じた各科目 ）	2	1 0	
			各教科の指導法（ 情報通信技術の活用を含む。 ）	3	2	2
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法			1
			生徒指導の理論及び方法	4	2	2
			教育相談（ カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。 ）の理論及び方法	4		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	4		
	小 計			4	5	
	第 六 欄	大学が独自に設定する科目	5		4	
合 計 （ 基礎免許状を取得後、修得が必要な単位 ）			1 4	9		

小学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状を有する者は、基礎免許状に相当する学校での在職年数に加えて第 15 表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、中学校教諭二種免許状の授与を受けることができます。

2 第 15 表（施行規則第 18 条の 2 の表備考第 4 号）

免 許 状 の 種 類				中学校教諭二種免許状		
基 礎 免 許 状				小学校教諭普通免許状		
第 1 4 表の在職年数に加え、平成28年 4 月 1 日以降に、中学校の教員（非常勤講師及び助教諭は除く）として良好な成績で勤務した在職年数				1 年	2 年	3 年
教 科 及 び 教 職	科 目		左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項	最 低 修 得 単 位 数		
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 （ P 4 5 ～ 4 6 の表に掲げる免許教科に応じた各科目） 2	7	5	5
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 3	2	1	1
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 4	2	2	1
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 4			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 4			
	小 計			4	3	2
	合 計 （基礎免許状を取得後、修得が必要な単位）			1 1	8	7

免 許 状 の 種 類			中学校教諭二種免許状	
基 礎 免 許 状			高等学校教諭普通免許状	
第 1 4 表の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に、中学校の教員（非常勤講師及び助教諭は除く）として良好な成績で勤務した在職年数			1 年	2 年
教 科 及 び 教 職	科 目	左 項 の 各 科 目 に 含 め る こ と が 必 要 な 事 項	最 低 修 得 単 位 数	
	第 二 欄	教科及び教科の指導法に関する科目 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 3	1	1
	第 四 欄	道徳の理論及び指導法	1	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 生徒指導の理論及び方法 4	1	1
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 4		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 4		
	小 計		3	3
職	第 六 欄	大学が独自に設定する科目 5	3	2
合 計 （基礎免許状を取得後、修得が必要な単位）			6	5

3 免許教科の対応について

高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次表のとおりとする。(施行規則第18条の3第2項)

1

受けようとする中学校教諭二種免許状の教科	有している高等学校教諭の普通免許状の教科
国語	国語
社会	地理歴史 又は 公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業 又は 情報
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずる。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずる。）
宗教	宗教

4 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程、及び特別支援学校の高学部を含む。）において、次に掲げる職名により良好な成績で勤務した年数とする。また、令和4年7月1日より前の勤務経験も算入可能とする。

- ア 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）
- イ 指導教諭
- ウ 教諭、保育教諭又は講師（臨時免許状の講師も含む。）

また、第15表を適用する場合の在職年数は、上記の在職年数に加え、平成28年4月1日以降に中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）において、上記ア～ウの職名により良好な成績で勤務した年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、在職年数に含めることができない。(施行規則第70条)

- (1) 休職の期間
- (2) 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）
- (3) 非常勤講師として勤務した期間

5 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。(免許法別表第3備考第6号)

- ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 教科及び教職に関する科目

ア 教科に関する専門的事項について
P45～46の表に掲げる免許教科の種類に応じ、各科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

2

イ 各教科の指導法について
それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。(施行規則第18条の2の表備考第2号)

3

ウ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法を除く。）について

全ての事項を含み修得するものとする。

4

(3) 大学が独自に設定する科目

専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。(施行規則第2条の表備考第14号)

なお、国語、社会、理科、美術及び技術の教科の免許状を受けようとする場合にあっては、次頁のとおり単位を修得するものとする。(施行規則第18条の2の表備考第3号)

5

施行規則第 18 条の 2 の表備考第 3 号に定める修得方法

国 語		社 会 【地理歴史の免許状を有する場合】		社 会 【公民の免許状を有する場合】	
・書道（書写を中心とする。）	1 単位以上	・「法律学、政治学」	1 単位以上	・日本史・外国史	1 単位以上
		・「社会学、経済学」	1 単位以上	・地理学（地誌を含む。）	1 単位以上
		・「哲学、倫理学、宗教学」	1 単位以上		

理 科		美 術		技 術	
・物理学実験・化学実験 ・生物学実験・地学実験	1 単位以上	・工芸	1 単位以上	・材料加工（実習を含む。）	1 単位以上
				・生物育成	1 単位以上